

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会員の入会に関する規則

規則第3号
2009年4月1日制定

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第5条及び第6条の規定に基づき、本会の会員の入会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 正会員

(正会員の入会基準)

第2条 本会の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号、以下、「法」という。）第28条の規定により、社会福祉士として社会福祉士登録簿に登録されている者であること
- (2) 次条に定める入会申込書に、法第30条の規定に基づいて交付を受けた「社会福祉士登録証」の写しを添付することにより、前号に定める登録の事実を証明すること
- (3) 本会の定款及び公益社団法人日本社会福祉士会が採択した「社会福祉士の倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）を遵守することを誓約した上で次条に定める入会申込書を会長に提出すること
- (4) 所定の入会金及び会費を本会に対して納入すること

(正会員の入会申込)

第3条 本会への入会は、会長が別に定める入会申込書によって行われなければならない。

第3章 準会員

(準会員の入会基準)

第4条 定款第5条第1項第2号に規定する準会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同すること
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下、「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと
 - (3) 本会理事会において、準会員として適切であると承認を受けること
 - (4) 所定の会費を本会に対して納入すること
- 2 前項第4号の額については、理事会において別に定める。
 - 3 入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、準会員を退会した上で第2条に規定する本会の正会員として改めて入会しなければならない。

（準会員の入会申込）

第5条 本会への入会は、会長が別に定める入会申込書によって行われなければならない。

（準会員の取扱い）

第6条 準会員は、総会等の議決権を有しない。

- 2 準会員は、本会の役員、委員長、ブロック役員等に就任することはできない。
- 3 準会員は、本会の研修（理事会で定める研修を除く）を会員価格で受講することができる。
- 4 準会員は、本会の会報誌やメーリングリスト等で本会活動の情報を得ることができる。

第4章 賛助会員

（賛助会員の入会基準）

第7条 定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること
- (2) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること
- (3) 所定の年会費を本会に納入すること

（賛助会員の入会申込）

第8条 本会への入会は、会長が別に定める入会申込書によって行われなければならない。

（賛助会員の取扱い）

第9条 賛助会員は、総会等の議決権を有しない。

- 2 賛助会員は、本会の役員、委員長、ブロック役員等に就任することはできない。
- 3 法人（団体）賛助会員に所属する従業者が、本会の研修（理事会で定める研修を除く）

を受講する際は、会員価格で受講することができる。ただし、当該受講者が、法人賛助会員の従業者である旨を伝達しなかった場合はこの限りではない。

- 4 賛助会員は、本会の会報誌やメーリングリスト等で本会活動の情報を得ることができる。

第5章 補 則

(委任)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、入会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

- 第11条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会が設立した日から施行する。
- 2 この規則の施行の時点で、既に社団法人日本社会福祉士会兵庫県支部（兵庫社会福祉士会）の正会員、準会員であった者は、この規則の適用があったものとみなし、本会の正会員及び準会員とする。
- 3 この規則は、2013年6月8日に改正施行する。
- 4 この規則は、2017年4月1日に改正施行する。
- 5 この規則は、2022年6月25日に改正施行する。